

平成19年3月2日
厚生労働省
農林水産省

米国産牛肉入りソーセージの誤積載が疑われる事例について

- 1 2月22日、動物検疫所神戸支所から神戸港に到着した米国産七面鳥肉、豚肉、豚肉ソーセージ等の貨物（1,108箱：約16トン）の中に、包装フィルムの原料ラベルに「牛肉」と記載されているソーセージ（2品目、2箱）が含まれていることを現物検査により確認したとの報告があった。

貨物の概要

- ① 輸出業者：ジョバーズ・ミート・パッキング社
- ② 原料ラベルに「牛肉」の記載があった品目：
 - (ア) ボローニャソーセージ・オールミート (No Beef)
製造施設：ファームランド・フーズ・カーランド支社
数重量：83箱、376kg
 - (イ) ポーク・ジェノア・サラミ
製造施設：ファームランド・フーズ社
数重量：105箱、905kg
- ③ その他の貨物：
七面鳥、豚ハム等15品目、920箱、約15トン

- 2 現在、米国からの牛肉加工品の輸入は認められておらず、また、この2品目は、米国農務省発行の衛生証明書の記載内容と異なることから、動物検疫所神戸支所において、一旦、当該貨物の輸入手続を保留するとともに、農林水産省から米国政府に調査を要請した。
- 3 農林水産省動物検疫所において、当該事例について、3月1日までに全箱の開梱検査を実施したところ、当該2品目（188箱）については全て同じラベルであること、それ以外の品目の原料ラベルには、牛肉の記載はないことが確認された。
また、本日、米国政府からは、鋭意調査を行っているところである旨の連絡があった。
- 4 こうした状況を踏まえ、米国側による詳細な調査結果の報告を受けるまで、当面、当該貨物の輸出業者からの輸入手続を保留することとした。